**第３０回（令和７年度）みはら芸術展・応募要項**

　**１．開催期間**：　令和７年１０月３日（金）～５日（日）午前１０時から午後６時（ただし、最終日は午後４時まで）

　**２．会場**　：　堺市立美原文化会館（アルテベル）５階研修室及び美原区役所本館５階大会議室

　**３．応募資格**　：　美原区在住、在勤、在学または、美原区内のクラブなどで活動をされている１６歳以上(高校生は、年齢不問)の方

　**４．募集部門**　：　絵画、版画、彫刻、造形、陶芸、写真、書

　**５．出品点数**　：　１部門につき１作品（ただし、お一人３部門まで）

　**６．出品料**　：　１作品５００円（出品申込時に納入いただきます。ただし、高校生、大学生は無料）

　**７．作品規定**：　**規格は下記のとおりです。規格外の作品は受け付けできません。また、作品は当芸術展で未発表のものに限ります。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部　　　門 | 作　品　の　大　き　さ | 体　　　裁 |
| **絵　　　　画**（油彩画・水彩画・アクリル画・パステル画　　　・日本画・水墨画・イラストなど） | 作品は６号以上３０号以内、軸装は幅７０ｃｍ以内。具象・抽象作品を問わず平面作品に限る。（長辺が４０．９ｃｍ以上９０．９ｃｍ以内） | 額装（必然性がある場合には額装は問わない）・軸装 |
| **版　　　　画** | １０号以内 | 額装 |
| **彫　　　　刻** | 概ね（縦・横・高さ）５０cm以内、重さ１０ｋｇ以内 | 展示の時安定のよいもの |
| **造　　　　形**（材料・技法にこだわらず表現された作品） | 縦９０cm、横９０cm、高さ１８０cmの空間におさまるもの。※応募時に展示プランを提出の上、実行委員との面談を搬入日までに受けること。（危険なもの等、本展の運営に支障をきたすおそれがある場合は、出品できません） | 展示の時安定のよいもの※展示は、搬入日当日に出品者が行うものとする。 |
| **陶　　　　芸** | 概ね（縦・横・高さ）５０cm以内、オブジェ可 | 展示の時安定のよいもの |
| **写　　　　真** | 四切以上、全紙以内（銀塩・デジタルを問いません）、組写真・ＡＩ写真不可 | 額装（紐付き） |
| **書**  | 額装は概ね幅９０ｃｍ以内、軸装は半切以内 | 額装・軸装(壁にかけられるもの) |

**８．申込期間**　：**令和７年８月１日（金）から８月２９日（金）１７：３０まで（期限厳守）**

※区役所の開庁時間内に窓口に来られない場合は、開庁時間内に下記事務局までお問い合わせください。

個別に対応方法を検討いたします。その場合であっても締切日時を超える受付対応はできません。

**９．作品搬入** ：　令和７年１０月２日（木）　午前９時～正午　堺市立美原文化会館研修室及び美原区役所本館５階大会議室

**１０．作品搬出**　：　令和７年１０月５日（日）　午後４時１０分～午後５時

※造形の作品搬出時間は、午後４時３０分～午後５時とします。

**１１．その他**　： （１）出品作品は展示・移動等に耐えられるようにしてください。

（２）主催者は、出品作品の適切な管理に努めますが、やむを得ず生じた作品の損傷について、一切の責任を負いかねますので、必要と思われる方は各自で保険に加入してください。

（３）作品の展示位置及び展示方法などは、主催者に一任してください。

（４）作品に関する肖像権侵害等について、主催者は、責任を負いかねますので、あらかじめ、ご了承ください。

（５）その他、本展に関して、次の点にご注意ください。

①売名行為、物品等の売買、営利目的のための勧誘、宣伝活動、広告などはしないでください。

②出品者や作品を誹謗中傷するような行為は、しないでください。

③個人情報やプライバシーの侵害にあたる行為は、しないでください。

④主催者に無断で、名義･名称の使用はしないでください。

⑤本展の運営に支障をきたす恐れがある場合は、出品をお断りする場合があります。

**１２．お問い合わせ**　：**みはら芸術展実行委員会事務局　（美原区役所自治推進課内）**

　　　**・出品申込先**　　　 TEL 072-363-9312　FAX 072-361-1817　〒587-8585堺市美原区黒山167-1（美原区役所 本館４階）

**１３．主催**　：みはら芸術展実行委員会